

米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書

去る11月23日午後6時45分頃、宜野湾市の住宅街に米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイから水筒が落下する事故が発生した。

現時点で県民への人的な被害等は確認されていないが、落下地点は住宅密集地の民家の玄関先であったことから、人命や財産に関わる重大な事故につながりかねないものである。

また、翌朝の地元自治体から沖縄防衛局への問合せで初めて事故の発生が明らかとなり、県への通報も発生から14時間後であった。これまで事故発生時の迅速な通報について再三にわたり強く求めてきたにもかかわらず、その改善が全く見られないこと、十分な事故原因の究明や県及び地元自治体への説明もないまま事故発生翌朝も同機種の飛行を続けたことに対し、強い憤りを禁じ得ない。

さらに、同飛行場所属機は、8月にも今回と同機種のMV22オスプレイがパネルを落下させたばかりであり、このような落下事故を繰り返す米軍の運用体制の在り方を容認することはできない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し再発防止策が講じられるまでの間、同機種の飛行を中止すること。
- 2 事故原因及び再発防止策の内容について速やかに県民に公表すること。
- 3 事故発生時の連絡体制を厳格に運用し、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
- 4 普天間飛行場の一日も早い返還を実現すること。
- 5 日本政府、米国政府、沖縄県の実務者協議を早期に開催すること。
- 6 航空特例法を廃止して、日米地位協定を抜本改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て